

国立大学法人富山大学指導薬剤師等手当支給細則

平成 19 年 4 月 1 日制定

令和 3 年 11 月 24 日改正

令和 5 年 3 月 22 日改正

(総則)

第 1 条 国立大学法人富山大学職員給与規則（以下「給与規則」という。）第 30 条の 2 の規定による指導薬剤師等手当の支給については、別に定める場合を除き、この細則の定めるところによる。

(支給対象)

第 2 条 給与規則第 30 条の 2 第 1 項に規定する別に定める職員は、次の各号に掲げる職員をいう。

- (1) 指導薬剤師 附属病院長が指定する指導薬剤師の資格を有し、かつ附属病院に勤務する職員
- (2) 専門薬剤師 附属病院長が指定する専門薬剤師の資格を有し、かつ附属病院に勤務する職員
- (3) 認定薬剤師 附属病院長が指定する認定薬剤師の資格を有し、かつ附属病院に勤務する職員
- (4) 専門看護師 公益社団法人日本看護師協会による専門看護師の認定証を所有する職員
- (5) 認定看護師 公益社団法人日本看護師協会による認定看護師の認定証を所有する職員
- (6) 特定行為看護師 保健師助産師看護師法(昭和 23 年法律第 203 号)第 37 条の 2 第 2 項第 4 号に規定する特定行為研修を修了した職員

(支給額)

第 3 条 指導薬剤師等手当の月額は、次のとおりとする。ただし、職員が指導薬剤師、専門薬剤師又は認定薬剤師うち、複数の職務に任命された場合は、任命された各職務のうち最も高い手当額（一つに限る。）のみ支給するものとする。

- (1) 指導薬剤師 5,000 円
- (2) 専門薬剤師 5,000 円
- (3) 認定薬剤師 3,000 円
- (4) 専門看護師 5,000 円
- (5) 認定看護師 3,000 円
- (6) 特定行為看護師 2,000 円

(雑則)

第 4 条 この細則に定めるもののほか、指導薬剤師等手当の支給に関し必要な事項は、学長

が定める。

附 則

この細則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、令和 3 年 11 月 24 日から施行する。

附 則

この細則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。